

後遺障害の部位系列

※平成二十二年六月十日以後に発生した自動車の運行による事故に適用

部位		器質的障害	機能的障害	系列区分	
眼	眼球(両眼)		視力障害	1	
			調節機能障害	2	
			運動障害	3	
			視野障害	4	
	まぶた	右	欠損障害	運動障害	5
		左	同上	同上	6
耳	内耳等(両耳)		聴力障害	7	
	耳かく(耳介)	右	欠損障害	8	
		左	同上	9	
鼻		欠損及び機能障害		10	
口			そしゃく及び言語機能障害	11	
		歯牙障害		12	
神経系統の機能障害または精神		神経系統の機能又は精神の障害		13	
頭部、顔面、頸部		醜状障害		14	
腹膜部臓器(外生殖器を含む)		腹膜部臓器の障害		15	
体幹	せき柱		変形障害	運動障害	16
	その他の体幹骨		変形障害※1		17
上肢	上肢	右	欠損障害	機能障害	18
			変形障害※2		19
			醜状障害		20
		左	欠損障害	機能障害	21
			変形障害※2		22
			醜状障害		23
	手指	右	欠損障害	機能障害	24
		左	同上	同上	25
下肢	下肢	右	欠損障害	機能障害	26
			変形障害※3		27
			短縮障害		28
			醜状障害		29
		左	欠損障害	機能障害	30
			変形障害※3		31
			短縮障害		32
			醜状障害		33
	足指	右	欠損障害	機能障害	34
		左	同上	同上	35

※1 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨

※2 上腕骨又は前腕骨

※3 大腿骨又は下腿骨

1 部位

身体障害は、まず解剖学的な観点から次の部位ごとに区分されている。

- (1) 眼
 - イ 眼球
 - ロ まぶた(右又は左)
- (2) 耳
 - イ 内耳等
 - ロ 耳介(右又は左)
- (3) 鼻
- (4) 口
- (5) 神経系統の機能又は精神
- (6) 頭部、顔面、頸部
- (7) 腹膜部臓器(外生殖器を含む。)
- (8) 体幹
 - イ せき柱
 - ロ その他の体幹骨
- (9) 上肢(右又は左)
 - イ 上肢
 - ロ 手指
- (10) 下肢
 - イ 下肢
 - ロ 足指

眼球、内耳等については、左右両器官をもって1の機能を営むいわゆる相対性器官としての特質から、両眼球、両内耳等を同一部位とされている。上肢及び下肢は、左右一対をなす器官ではあるが、左右それぞれを別個の部位とされている。

2 障害の系列

部位ごとに区分された身体障害は、さらに生理学的な観点から、35種類の系列に細分される。上記の表において、同一欄の身体障害については、同一の系列にあるものとして取り扱われることになるが、下記については例外とされ、同一系列とみなして取り扱われる。

- (1) 両眼球の視力障害、運動障害、調節機能障害、視野障害の各相互間
- (2) 同一上肢の機能障害と手指の欠損又は機能障害
- (3) 同一下肢の機能障害と足指の欠損又は機能障害